

燃料電池自動車の普及促進に向けた
水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)

交 付 規 程

令和4年4月

一般社団法人 次世代自動車振興センター

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
交付規程

(通則)

第1条 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金交付要綱（平成25年5月15日付け20130426財資第1号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という）の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「補助事業の完了」とは、設置工事・代金支払いの両方を終えた時点をいう。
- 2 「燃料電池自動車等」とは、燃料電池を搭載し水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車を「燃料電池自動車」とし、また、このほかに水素をエネルギーとして活用する社会の推進および実現に資する水素利用端を含めたものをいう。
- 3 「水素供給設備」とは、燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式、水素集中製造設備及び水素集中液化設備を含む。

(補助事業の要件)

第4条 センターは次の各号に掲げる要件を満たす水素供給設備の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 1 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
- 2 新設の設備であること、又は次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 本補助金で設置された移動式水素供給設備につき、より効率的な運用を行うために、当該移動式水素供給設備を所有する補助事業者が、設置場所及び運用場所を変更する際に変更先において新設となる追加設備であり、本規程第9条により計画変更申請を行い、センターに承認されたもの。

(2) 国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、または本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のために設備を増設・改造する場合にも適用する。

3 原則、設備は商用を目的とするものであること。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率、補助金の交付額)

第5条 センターは、民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く。))及び個人事業者が水素供給設備の設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は原則として補助対象外とする。なお、経済産業省から補助金交付等停止措置若しくは指名停止措置が講じられている者並びに別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

3 第1項に定める補助金の交付上限額は、別表2のとおりとする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別にセンターが指定する日までに、補助金交付申請書(様式第1)をセンターに提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 申請は、1設備毎に行われていること。

(2) 別表3に定める書類が添付されていること。

(3) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(4) 国の他の補助金と重複して申請していないこと

- (5) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合、利益などを排除して交付申請をすること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合、申請時において利益などの金額が明らかでないもの、についてはこの限りではない。
- (6) 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと。

（交付の決定と通知）

第7条 センターは、第6条第1項の補助金交付申請書を受け付けたときは、当該申請書類に基づきその内容を審査する。

- 2 センターは、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第2）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないとき、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書（様式第3）をセンターに提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第4）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

- (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第5）を申請者に送付するものとする。
- 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(契約等)

第10条 申請者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約を締結することができる。

2 申請者は、第1項の契約を行う場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置を講じる必要がある。

(1) 契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

(2) 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

(3) センターは、申請者が(2)本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

(4) (1)から(3)までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、申請者は、必要な措置を講じること。

(債権譲渡の禁止)

第11条 申請者は、第7条第2項の規定に基づく補助金の交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 センターが第15条第1項の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項

に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) センターは、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) センターは、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づき、申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第12条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第6)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第13条 申請者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第7)をセンターに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業の完了(第9条1項の規定に基づく補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下この条において同じ。)の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月最後のセンター営業日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。ただし、第12条の事故報告書を提出した場合を除く。

- 2 申請者は、実績報告書(様式第8)を以下の書類を添付してセンターに提出しなければならない。
 - (1) 設備設置工事代金支払証憑の写し。
 - (2) 請求書の写し。(内訳明細のあるもの)
 - (3) 高圧ガス保安法に基づく製造施設等完成検査証の写し等当該設備の完成を

証明する書類の写し。

(4) 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し。

(5) その他センターが定めるもの。

- 3 報告は、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は到着日を提出日とし、持参の場合は持参日を提出日とする。
- 4 申請者は、補助事業がセンターの会計年度内に完了しなかったときは、第12条の事故報告書を提出した場合を除き、翌会計年度の4月10日までに年度末実績報告書(様式第9)をセンターに提出しなければならない。
- 5 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 6 申請者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 センターは、前条第1項の実績報告を受領し、当該報告に係わる書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容(第9条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに申請者に対して額の確定通知書(様式第10)により通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第7条第2項の交付決定通知における補助金の交付上限額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額とする。

(補助金の支払)

第16条 センターは、第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

- 2 センターは、前項の規定により申請者へ補助金の支払いをする時は、申請者の提出した実績報告書に記載された補助金の支払い先に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 センターは、第9条第1項第2号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第2項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 申請者が法令、要綱又は本交付規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違

反した場合

- (2) 申請者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 センターは、第1項の規定による取消しをしたときには、交付決定取消通知書（様式第11）により、速やかに申請者に通知するものとする。
 - 4 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して返還命令書（様式第12）により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該申請者から徴収するものとする。

（取得財産の管理等）

第18条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 申請者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第13）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第13）を第14条第2項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 申請者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式

第14)をセンターに提出し、財産処分承認結果通知書(様式第15)により承認を受けなければならない。

- 3 センターは、申請者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。
- 4 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより申請者が得た収入については、第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第20条 申請者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産の処分制限が終了した日の属する会計年度末、又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(補助事業の承継)

- 第21条 センターは、申請者について相続、法人の合併、分割又は事業譲渡等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書(様式第16)をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。
- 2 センターは、前項に基づく承継承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る内容が適正であると認め、これを承認したときは、承継承認結果通知書(様式第17)を申請者に送付するものとする。
 - 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(センターによる調査)

- 第22条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、申請者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第1項に規定する調査等は第16条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(センターによるデータ等の提供要請)

第23条 センターは国の施策に基づき水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して水素供給設備等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 申請者及び補助金の交付を受けた者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第24条 センター及びその職員は、本事業を通じた申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第26条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この交付規程は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この交付規程は、平成29年4月3日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この交付規程は、平成30年4月2日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この交付規程は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に

係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この交付規程は、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この交付規程は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

〔別表 1〕

水素供給設備の補助対象経費	補助率
<p>1. 設備機器費（水素供給設備一式） 補助事業の実施に必要な設備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受電設備 (2) 原料ガス設備 (3) 水素製造装置 (4) 水素液化装置 (5) 液化水素貯槽、気化器 (6) 水素輸送用設備・接続装置 (7) 圧縮機 (8) 蓄圧器 (9) ディスペンサー (10) プレクーラー (11) 冷却水装置 (12) 計装空気設備・窒素設備 (13) 散水設備・貯水槽 (14) 制御装置・監視装置・検知警報設備 (15) その他（その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備） 	<p></p> <p style="text-align: right;">2 / 3</p> <p style="text-align: right;">1 / 2</p>
<p>2. 設計費 補助事業の実施に必要な設計に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設計費（土質調査・測量を含む） (2) 官公庁申請費 	<p></p>
<p>3. 設備工事費 補助事業の実施に必要な工事に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎工事費 (2) 撤去工事費 (3) 現地配管工事費 (4) 据付工事費 (5) 試運転調整費 (6) 舗装工事費 (7) 給排水設備工事費 	<p></p>

<p>(8) 照明設備工事費</p> <p>(9) 電気工事費</p> <p>4. 工事負担金</p> <p>補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費</p> <p>(1) 本支管工事負担金 敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金（申請者がガス事業者の場合は対象外）</p> <p>(2) 給水配管・排水配管工事負担金</p> <p>(3) 電気の供給設備に関する工事費負担金</p> <p>5. 経費・管理費</p> <p>補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>(3) 一般管理費</p> <p>(4) 諸経費</p>	
---	--

※補助対象経費に消費税等は含まれない。

〔別表2〕補助金の交付上限額について

補助金の交付上限額は、下記の水素供給設備の水素供給能力等に応じた補助率により算定される金額と補助上限額を比べて低い金額とする。

大規模、中規模①および②の補助上限額はオプションの補助上限額と合算し、合算された補助対象経費に適用する補助率は供給方式により定める。

補助上限額表

水素供給設備の規模	水素供給能力 (Nm ³ /h)	供給方式	補助率	補助上限額 (百万円)
大規模	500 以上		1 / 2	350
中規模①	300 以上	パッケージを含むもの	2 / 3	250
	500 未満	上記に該当しないもの	1 / 2	250
中規模②	50 以上	パッケージを含むもの	2 / 3	180
	300 未満	上記に該当しないもの	1 / 2	180
オプション (移動式、小規模は対象外)		オンサイト水素製造装置 (SMR、水電解)	既設; 1 / 2	60
		液化水素対応設備		40
		2レーン化またはレーン増設 (ディスペンサー増加分、付帯設備増強含む)	新設; 水素供給設備規模・供給方式に依る	150 (大規模) 100 (中規模)
		遠隔監視設備		2 / 3
移動式	50 以上 300 未満	移動式	1 / 2	130
		移動式の移設	2 / 3	33
小規模	50 未満	定置式	2 / 3	100
水素集中製造設備 (供給先水素供給設備 1 設備当たり、ただし 10 設備を上限とする)			1 / 2	60
水素集中液化設備			1 / 2	2,500
オンサイト方式： 水素製造装置を敷地内に有する 移動式： 充填性能に直接関わる設備を 1 の架台に搭載し移動可能なもの 大規模： 平均的な水素充填能力に加え、ピーク時に 500Nm ³ /h の水素を充填できる能力を有するもの パッケージ： 主要設備を 1 又は 2 の筐体に内包した設備形態のもの 水素集中製造設備： 供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する設備 水素集中液化設備： 供給先水素供給設備に、液化水素を集中的に製造及び供給する設備 液化水素対応設備： 水素ステーションに液体水素を受け入れ供給する設備				

水素供給能力： 燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力
移動式の移設： 移動式の設置場所の変更及び運用場所の変更
遠隔監視設備： 水素ステーション敷地内に設置される被監視側の設備
2レーン化： 新設・既設ステーションを問わず2基目以上のディスペンサーを設置する場合に適用する。なお、設置されたディスペンサー全てにおいて燃料電池自動車への同時充填が可能とすること。

- 移動式および中規模以上の水素供給設備（小規模を除く）は、適正な方法で70MPaの燃料電池自動車に5kg（約56Nm³）の水素を3分程度で充填可能な能力をもつ設備とすること。
- さらに大規模の水素供給設備は、適正な方法で70MPaの燃料電池バスに15kg（約167Nm³）の水素を10分程度で充填可能な能力をもつ設備とすること。
- 小規模の水素供給設備は、適正な方法で70MPaの燃料電池自動車に3kg（約34Nm³）の水素を10分程度で充填する供給能力をもつ設備とすること。また、連続した毎日において1日3台以上の燃料電池自動車に供給可能な能力を保有すること。

〔別表3〕申請に必要な添付書類は次のとおりとする。

- (1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合（連名を含む）
 - ① 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）、財務諸表（直近2ヶ年分）ただし地方公共団体の場合は不要。
 - ② その他センターが定めるもの
- (2) 申請者が地方公共団体及び個人事業者の場合（連名を含む）
 - ① 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）（個人事業者の場合）
 - ② その他センターが定めるもの

(様式第1)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター

代表理事 殿

申請者

住 所 〒
氏名又は名称 及び代表者名

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

申 請 内 容			
名 称	(交付決定番号:)		
設置事業所住所			
補助対象設備概要	工事区分	水素供給設備の 新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 移動式の移設	
	規模	大規模(500 Nm ³ /h -) / 中規模①(300-500Nm ³ /h) / 中規模②(50-300 Nm ³ /h) / 移動式 / 小規模(-50 Nm ³ /h)	
	方式	パッケージ / 非パッケージ	
	オプション	オンサイト水素製造装置 / 液化水素対応設備 / 2レーン化など / 遠隔監視設備	
	水素集中製造設備		(供給先: 設備)
	水素集中液化設備		
補助対象経費	円		
補助金申請額	円		
この施設に対して受ける本補助金以外の補助金の有無	有 無	「有」を選択した場合その名称	
当該施設等の総敷地面積	m ² (うち当該設備に係る使用面積		m ²)
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無			有 無

情報欄		担当者	
着手予定月	令和 年 月	氏名	
完了予定月	令和 年 月	所属	
実績報告書提出予定月	令和 年 月	電話 / FAX	
		メールアドレス	
		住 所 〒	

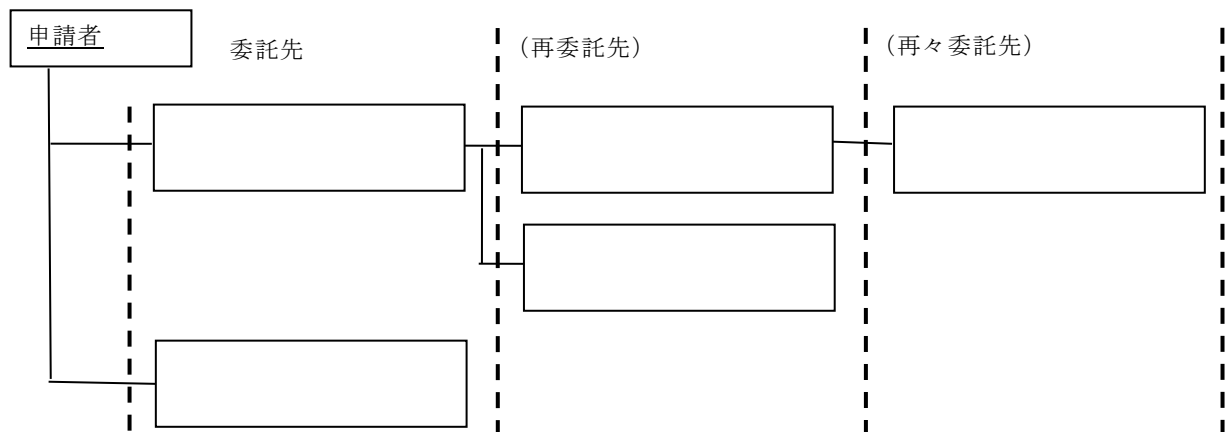
申請者への連絡事項・センター使用欄		
-------------------	--	--

(注) 交付規程第6条2項2号に定める書類を添付すること。

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、申請者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(様式 1 付表 1) 補助対象設備及び補助対象経費

		品 名	金額(概算)	消費税等	計
機 器 費	1	受電設備			
	2	原料ガス設備			
	3	水素製造装置			
	4	水素液化装置			
	5	液化水素貯槽・気化器			
	6	水素燃料輸送用設備・接続装置			
	7	圧縮機			
	8	蓄圧器			
	9	ディスプレイ			
	10	プレクーラー			
	11	冷却水装置			
	12	計装空気設備・窒素設備			
	13	散水設備・貯水槽			
	14	制御装置・監視装置・検知警報設備			
	15	その他設備			
		機器費小計			
設 置 工 事 費 等	16	設計費			
	17	官公庁申請費			
	18	基礎工事費			
	19	撤去工事費			
	20	現地配管工事			
	21	据付工事費			
	22	試運転調整費			
	23	舗装工事費			
	24	給排水設備工事費			
	25	照明設備工事費			
	26	電気工事費			
	27	共通仮設費			
	28	現場管理費			
	29	一般管理費			
	30	諸経費			
31	工事負担金				
		設置工事費等小計			
		合計(概算)			

※ 消費税等の記入は任意とする

(様式1付表2)

移動式水素供給設備の運用場所

名 称	
設置事業所住所	
運用場所住所1	
運用場所住所2	
運用場所住所3	

(様式第2)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
交付決定通知書

NeV 第 号
令和 年 月 日

申請者

住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

令和 年 月 日付で交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業) 交付規程第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— 一第 号
設置事業所の名称 及び住所	
補助金交付上限額	
特記事項	

(注) 補助金交付上限額は、申請書に基づく審査による補助金交付限度額です。実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき確定します。

(様式第4)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
計画変更等承認申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称 及び代表者名				

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業を下記のとおり変更したいので、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

(注) 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第5)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
計画変更等承認結果通知書

NeV 第 号
令和 年 月 日

申請者

住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— 第 号
-----------	-------

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

(様式第6)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
事故報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の状況について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況：

2. 原因及び内容：

3. 措置：

4. 内容に係る金額：

5. 補助事業の遂行及び完了予定年月日： 令和 年 月 日

(様式第7)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
実施状況報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実施状況について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助事業の収支状況

(様式第 8)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
実績報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住 所 〒				
氏名又は名称 及び代表者名				

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実績について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報 告 内 容				
名 称	(交付決定番号: _____)			
設置事業所住所				
補助対象設備概要	工事区分	水素供給設備の 新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 移動式の移設		
	規模	大規模(500 Nm ³ /h-) / 中規模①(300-500Nm ³ /h) / 中規模②(50-300 Nm ³ /h) / 移動式 / 小規模(-50 Nm ³ /h)		
	方式	パッケージ / 非パッケージ		
	オプション	オンサイト水素製造装置/液化水素対応設備/2レーン化など/遠隔監視設備		
	水素集中製造設備(供給先: _____ 設備)			
	水素集中液化設備			
補助対象経費	円			
補助金の額	円 交付上限額: 円			
補助事業の実績	着手日	令和	年	月 日
	完了日	令和	年	月 日
この施設に対して受ける本補助金以外の補助金の有無	有/無	「有」を選択した場合その名称		
当該施設等の総敷地面積	m ² (うち当該設備に係る使用面積			m ²)
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無				有 無
補助金振込先	フリガナ			
	口座名義			
	金融機関名と店名	銀行 信金	銀行コード	支店 本店
	預金種目(○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄 その他()
	口座番号	7桁で記入してください(右詰)		

センター使用欄	担当者	
	氏 名	
	所 属	
	電 話 / F A X	
	メールアドレス	
	住 所 〒	

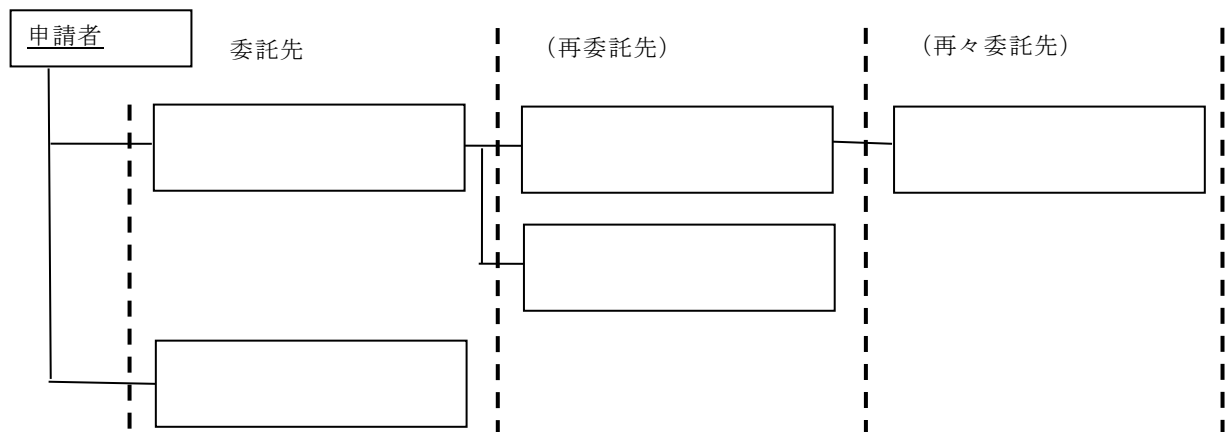
(注) 交付規程第 14 条 2 項に定める書類を添付すること。

別添

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	実績金額(税込み)	業務の範囲



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託した場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、申請者との契約関係、住所、実績金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託された場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(様式8付表1)

移動式水素供給設備の運用場所

名 称	
設置事業所住所	
運用場所住所 1	
運用場所住所 2	
運用場所住所 3	

(様式第9)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
年度末実績報告書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 ー ー第 号

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の年度末実績について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容 [新設 増設・改造・移動式の移設]

(ア) 補助事業の対象設備:

(イ) 設置事業所の名称:

(ウ) " 住所:

2. 補助事業の実施状況 (設置費用)

計画額 _____ 円 (交付決定額 _____ 円)

既支払額 _____ 円

未支払額 _____ 円

3. 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(様式第10)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
確定通知書

NeV 第 号
令和 年 月 日

申請者

住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

下記補助金の交付について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第15条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— — 第 号
設置事業所の名称 及び住所	
補助金の確定額	円
特記事項	

(様式第11)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
交付決定取消通知書

NeV 第 号
令和 年 月 日

補助金交付決定番号 一 一第 号

申請者

住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により当該補助金交付決定通知を取消しましたので、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取消金額

(様式第12)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
返還命令書

NeV 第 号
令和 年 月 日

補助金交付決定番号 ー ー第 号

申請者

住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の補助金について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第17条第4項の規定に基づき、下記により返還を命じます。

記

返還すべき補助金の額	円 (I.+II.)
I. 支払済補助金の額	円
II. 加算金の額	円
III. 返還期限	
IV. 返還命令の理由	
V. 振込先	口座名義： 金融機関名： 店名： 預金種目： 口座番号：

(様式第14)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
財産処分承認申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称 及び代表者名				

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1. 処分しようとする財産		
財産の名称	規格	数量
2. 処分の方法（注1）		
3. 処分の理由		
4. 処分の条件		

(注1) 譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること。目的外使用の場合は用途を記載すること。

(様式第15)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
財産処分承認結果通知書

NeV 第 号
令和 年 月 日

補助金交付決定番号 ー ー第 号

申請者

住所〒

名称

(代表者)

殿

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

令和 年 月 日付けで申請のあった財産処分承認申請については、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第19条第2項の規定に基づき承認し、通知します。

記

補助金交付決定番号	ー ー第 号
財産の名称	
規 格	
数 量	
処分の方法	
処分に際しての条件	

(様式第16)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
承継承認申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	—	—	第	号
住所〒				
氏名又は名称				
及び代表者名				

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第21条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
6. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第17)

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)
承継承認結果通知書

NeV 第 号
令和 年 月 日

申請者 住所〒
名称
(代表者) 殿
一般社団法人 次世代自動車振興センター
代表理事 登録印

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の承継については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程第21条2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	— 第 号
-----------	-------

承継の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		